

『続日本後紀』承和九年四月丙子条「仁明天皇書」

担当 伊 丹

【経緯】

天長元年（八二四）六月二十日の太政官符「改定渤海国使朝聘期事（渤海国使の朝聘の期を改定する事）」（『類聚三代格』卷一八、年報第14号、川村卓也氏担当）によると、延暦十八年の太政官符には、本来渤海使の聘期は六年一回であったが、長引いて遅れることから、渤海国は太昌泰などの使者を派遣して、その決定を撤回するよう要請したところ、日本側が受け入れて、渤海使の朝聘に制限を撤廃したという内容が記されている。（右検案内。太政官去延暦十八年符備、右大臣宣。奉勅、渤海聘期、制以六載。而今彼国遣使太昌泰等、猶嫌其遲、更事覆請。乃縱彼所慾、不立年限。宜隨其來令礼待者。（右案内を検するに、太政官去る延暦十八年の符に備はく、「右大臣宣ず。勅を奉ずるに、渤海の聘期、制するに六載を以てす。而れども今彼の国の遣使太昌泰等、猶ほ其の遲きを嫌ひ、更に覆請を事とす。乃ち彼の慾する所を縱し、年限を立てず。宜しく其の來たるに随ひて礼待せしむべし」）。

しかし、右大臣の藤原緒嗣が上奏して訴えたことから、渤海使高貞泰

などを帰らせ、また前例を変更して来航の時期を「二紀」、すなわち十二年としたのである。「今被右大臣宣備、奉勅、小之事大、上之待下、年期礼数不可無限。仍附彼使高貞泰等還、更改前例、告以一紀。（今右大臣宣を被りて備はく、「勅を奉ずるに、小の事に事へ、上の下を待するも、年期・礼数限り無くすべからず。仍りて彼の使ひ高貞泰等に附して還らしめ、更に前例を改めて、告ぐるに一紀を以てす）」。

翌年、渤海使高承祖等が来日した。入唐僧靈仙の進物などを献上するため、ひとまず入京を許されたが（『類聚国史』卷一九四）、天長四年（八二七）十二月二十九日に到着した渤海使王文矩一行は、聘期違反のため、入京を許されず放還されることになった。（年報14号、天長五年正月二日「太政官符」『類聚三代格』卷一八、崔鵬偉氏担当）。「一紀一貢制」に違反したため、璽書などの発行がないまま帰国した渤海使王文矩は、口頭で聘期改定の旨を渤海王に伝えた。（文矩口伝天皇之旨、年満一紀、後許入覲。（文矩天皇の旨を口伝するに、年一紀に満ちて、後入覲を許すと）」（年報第15号『続

日本後紀』承和九年三月辛丑条所載「渤海王（大彝震）啓」（高松寿夫氏担当）。そこで、次回、渤海国は十四年後に、賀福延を大使とする一〇五名の渤海使を派遣し、「渤海王（大彝震）啓」などの書状を奉った。そして、日本側は承和九年四月十二日、使者を鴻臚館に招いて詔を發して当該慰勞詔書を賜った。

【本文】

天皇敬問渤海国王。福延等至、得啓具之。惟王奉遵明約、沿酌旧章。一紀星廻、朝覲之期不爽。万里溟澗、賅貢之款仍通。言念乃誠、無忘鑿寐。前年聘唐使人却廻、詳知苾蕪靈仙化去。今省別狀、事自合符。亦悉付遣黄金陷没綠浦。雖人逝賚失、元凶不諧、而思夫軫送之勞、遙感応接之義。悠々天際、足非可跛。予相見無由、怒焉不已耳。附少国信、色目如別。夏景初蒸、比平安好。略此還答、指不多及。

（本文は新訂増補国史大系による）

【訓読】

天皇敬んで渤海国王に問ふ。福延等至り、啓を得て之を具さにす。惟るに王は明約を奉遵し、旧章に沿酌す。一紀星廻り、朝覲の期爽はず。万里溟澗し、賅貢の款仍は通ず。言に乃誠を念ひ、鑿寐に忘るること無し。前年聘唐の使人却廻し、詳かに苾蕪靈仙の化去するを知る。今

別状を省るに、事自ら合符す。亦た付遣の黄金緑浦に陥没するを悉くす。人逝き賚失ひ、元の凶諧はざると雖も、而るに夫の軫送の勞を思ひ、遙かに応接の義を感ず。悠々たる天際、足跛つべきに非ず、予相ひ見るに由無し、怒として已まざる耳。少しき国信を附し、色目別の如し。夏景初めて蒸すも、比平安にして好からんことを。略ぼ此に還答するも、指は多くに及ばず。

【語釈】

○丙子

承和九年（八四二）四月丙子（十二日）。

○天皇

日本国第五十四代の仁明天皇（八一〇～八五〇）。八三三年～八五〇年在位。

○敬問

つつしんで問う。外交文書における常套表現としてよく見受けられる。年報第10号『続日本紀』神亀五年四月壬午条所載「聖武天皇璽書」（柳川響氏担当）、同天平勝宝五年六月丁丑条所載「孝謙天皇璽書」（木下綾子氏担当）、同宝龜三年二月己卯条所載「光仁天皇書」（田村航氏担当）、年報第11号同天平宝字三年二月戊戌条所載「淳仁天皇書」（石丸純一氏担当）、年報第12号『類聚国史』延暦十七年五月十九日「桓武天皇璽書」（林宇氏担

当)、『日本後紀』延暦十八年四月己丑条所載「桓武天皇璽書」(柳川響氏担当)、年報第13号『日本後紀』弘仁六年正月甲午条所載「嵯峨天皇書」(荒川聡美氏担当)、『類聚国史』弘仁七年五月二日「嵯峨天皇書」(河野貴美子氏担当)、同弘仁十一年正月二十一日「嵯峨天皇書」(拙稿)、同弘仁十三年正月二十一日「嵯峨天皇璽書」(蔣蓉氏担当)に既出。詳細は上掲注釈稿を参照。

○渤海国王

渤海国第十一代王の大彝震(八三〇〜八五七年在位)。唐文宗大和四年(八三〇)、渤海国の第十代王、大仁秀(八一八〜八三〇年在位)が亡くなった。その子、新徳が早世したため、孫である彝震が渤海国王の位を継ぐことになった。在位中、王子大明俊などをはじめ、度々学生や使者を唐に派遣し、積極的に交流を進めた(『旧唐書』列伝第一四九下「北狄」、『新唐書』列伝第一四四「北狄」など)。また、大彝震について、年報第15号『続日本後紀』承和九年三月辛丑条所載「渤海王(大彝震)啓」(高松寿夫氏担当)、同条所載「別状」(吉原浩人氏担当)に既出、当該注釈稿を参照。

○福延等

渤海国大使の賀福延。官位は、渤海の中央省庁の一つである「政堂省」の左允(『続日本後紀』承和九年三月辛丑条所載中台省牒(田村航氏担当)、日本から正三位を授けられた(『続日本後紀』承和九年四月己巳条)。先の渤海使王文矩や、後の渤海使烏孝慎と同官である。その名は、年報第15号『続

日本後紀』承和九年三月辛丑条所載「渤海王(大彝震)啓」(高松寿夫氏担当)、同条所載「別状」(吉原浩人氏担当)、同条所載「中台省牒」(田村航氏担当)にしか見られず、詳しい経歴は不明である。

○得啓具之

啓を得てその内容について了解した。この「啓」は、年報第15号『続日本後紀』承和九年(八四二)三月辛丑条所載「渤海王(大彝震)啓」(高松寿夫氏担当)を指す。同様の用例は、年報12号『日本後紀』延暦十八年四月己丑条所載「桓武天皇璽書」(柳川響氏担当)に「得啓具之(啓を得て之を具にす)」と見え、外交文書に使用された例が多いようである。なお、「啓」の書式の解説については、年報第10号『続日本紀』神亀五年正月甲寅条所載「渤海王(武藝)啓」(高松寿夫氏担当)を参照。

○奉遵明約

盟約を順守する。「奉遵」は順守する、守ること。『後漢書』光武帝紀下に「其令有司各修職任、奉遵法度、惠茲元元。(其有司をして各職任を修めしめ、法度を奉遵し、惠元元に茲る)」とあり、『三国志』魏書・管寧伝に「況寧前朝所表、名徳已著、而久棲遲、未時引致、非所以奉遵明訓、継成前志也。(況んや寧前朝の表す所、名徳已に著し、而るに棲遲すること久し、未だ引致することを時は、以て明訓を奉遵し、前志を継成する所に非ざるなり)」とある。「明約」は盟約のことで、「明」は「盟」に通じる。『史記』蘇秦列伝には「故敝邑趙王使臣效愚計、奉明約、在大王之詔詔之。(故に

敵邑の趙王臣をして愚計を效し、明約を奉ぜしめ、大王の詔之に詔ぐるに在り」とある。

○沿酌旧章

昔の規則に沿う。「沿酌」は各辞書に立項されていないが、成語として「酌古沿今」がある。意味は、過去と現在の移り変わりを考察し、その源流を明らかにすることで、出典は唐・長孫訥言『切韻箋注』序「此制酌古沿今、無以加也。(此制古を酌みて今に沿ひ、以て加ふること無きなり)」とされる。ここで、「沿酌」を従う、沿う意味で理解してよいであろう。

「旧章」は昔の規則、制度。『書経』蔡仲之命に「無作聰明乱旧章。(聰明を作して旧章を乱すこと無かれ)」とあり、孔安国伝に「無敢為小聰明、作異弁以変乱旧典文章。(敢えて小聰明を為し、異弁を作りて以て旧典文章を變乱すること無かれ)」とある。『史記』秦始皇本紀に「秦聖臨國、始定刑名、頭陳旧章。(秦聖國に臨み、始めて刑名を定め、旧章を頭陳す)」とあり、唐・元稹「批王播謝官表」(『全唐文』卷六四九)に「況高祖太宗之法令具存、徳宗憲考之旧章犹在。(況んや高祖太宗の法令具さに存し、徳宗憲考の旧章猶ほ在り)」と見える。

○一紀星廻

一紀十二年が経ち、星宿が元の位置に回転する。歳星(木星)は、地球の周りを一周するには約十二年がかかるため、古代では、十二年を「一紀」と称す。『国語』晋語四に「文公在狄十二年、狐偃曰、蓄力一紀、可

以遠矣。(文公狄に在りて十二年、狐偃曰はく、蓄力一紀、以て遠ざかるべし)」とあり、韋昭注には「十二年、歳星一周為一紀。(十二年、歳星一周して一紀と為す)」と見える。渤海国の「一紀一貢」制という聘期改定の経緯に關しては前述【経緯】も参照。「星廻」、また「星迴」は、星宿が運動して元の位置に回転すること。『礼記』月令に「季冬之月、是月也、日窮於次、月窮於紀、星廻於天、數將幾終、歲且更始。(季冬の月、是れ月なり、日次に窮まり、月紀に窮まり、星天に廻り、數將に幾ど終はらんとし、歳且に更に始めんとす)」の孔穎達の疏に「謂二十八宿随天而行、毎日雖周天一匝、早晚不同、至於此月、復其故処。(二十八宿天に随ひて行ふを謂ふ、毎日周天すること一匝と雖も、早晚同じからず、此の月に至り、其の故の処に復る)」とある。晋・陸機「演連珠」之一(『文選』卷五五)に「日薄星廻、穹天所以紀物。(日薄りて星廻り、天穹める所を以て物を紀す)」とある。同じ星の回転をもつて歳月の経つをいう例は、年報第15号『続日本後紀』承和九年三月辛丑条所載「渤海王(大彝震)啓」(高松寿夫氏担当)に「今者天星転運、躔次過紀(今者天星、転運し、躔次紀を過ぐ)」と見える。

○朝覲之期不爽

朝覲の時期は誤っていない。「朝覲」は、属国の主などが参朝して君主に拝謁すること。『礼記』楽記に「朝覲、然後諸侯知所以臣。耕藉、然後諸侯知所以敬。(朝覲して、然後に諸侯臣たる所以を知る。藉を耕して、然後に諸侯敬する所以を知る)」とあり、曹植「応詔」詩(『文選』卷二〇)に

「嘉詔未賜、朝覲莫從。(嘉詔未だ賜はず、朝覲するに從莫し)」の李善注には、「毛萇『詩伝』曰「覲、見也。」(毛萇『詩伝』曰はく、「覲、見なり。)」とある。「朝覲之期」は、十二年一回という「一紀一貢」制のこと。天長元年(八二四)六月二十日の太政官符「改定渤海国使朝聘期事(渤海国使の朝聘の期を改定する事)」(『類聚三代格』卷一八、年報第14号、川村卓也氏担当)で、渤海国の聘期が改定され、天長四年(八二七)十二月二十九日に到着し、入京を許されず放還された渤海使王文矩らは、この旨を渤海国王に口伝し(年報14号、天長五年正月二日「太政官符」(『類聚三代格』卷一八、崔鵬偉氏担当)、そして、その十四年後の承和九年(八四二)三月辛丑(六日)条に、賀福延らの渤海使は「渤海王(大彝震)啓」を献上したことが記されている(年報第15号『続日本後紀』承和九年三月辛丑条所載「渤海王(大彝震)啓」(高松寿夫氏担当))。「不爽」は違わない。『詩経』小雅 蓼蕭に「其德不爽、寿考不忘。(其の徳爽はず、寿考忘まざらん)」の毛伝に「爽、差也。(爽、差なり)」とある。『南齐書』褚淵王儉伝賛に「民誉不爽、家称克隆。(民誉爽はず、家克隆を称す)」とある。

○万里溟濶

万里にわたる海は広大である。「万里」は、一里の万倍、非常に遠い距離のこと。例えば、李白「公無渡河」(『全唐詩』卷一六二)に「黄河西来决昆崙、咆哮万里触竜門。(黄河西来して昆崙に決り、咆哮万里して竜門に触る)」とあり、唐・王建「雜曲歌辞・江南三台四首」其二(『全唐詩』卷二六)に

「万里湘江客到、有風有雨人行。(万里湘江客到り、風有りて雨有りて人行く)」とある。また、「溟濶」について、『漢語大詞典』などに立項されていないが、「溟」は海ことで、『莊子』逍遙遊に「北溟有魚、其名為鯢。(北溟に魚有り、其の名鯢と為す)」とある。「濶」は形容詞で、広く大きいさま。「溟濶」の用例として、「濶」を用いた東晋・庾闡「衡山詩」(『芸文類聚』卷七)「未体江湖悠、安識南溟濶。(未だ江湖悠かなるを体せず、安ぞ南溟の闊きなるを識らん。)」が早いもので、唐・李商隱「献寄旧府開封公」(『全唐詩』卷五四〇)に「地理南溟濶、天文北極高。(地理南溟濶し、天文北極高し)」、唐・杜甫「奉先劉少府新画山水障歌」(『全唐詩』卷二六)に「滄浪水深青溟濶、欹岸側島秋毫末。(滄浪水深くして青溟濶し、岸に欹ちて島に側ちて秋毫の末)」などがある。また、年報第15号『続日本後紀』承和九年三月辛丑条所載「渤海王(大彝震)啓」(高松寿夫氏担当)に「彝震限以溟濶、不獲拝覲、下情無任馳恋。(彝震限るに溟濶を以てし、拝覲することを獲ず、下情馳恋に任ふること無し)」と関連の用例が確認できる。

○賅貢之歎仍通

貢物を献上するよしみは依然として通じている。「賅」は珍しい宝物、貴重な品物。「賅貢」は宝物、財貨などの貢物を献上すること。『晋書』四夷伝序に「既而惠皇失徳、中宗遷播……賅貢之礼、於茲殆絶。(既にして惠皇徳を失ひ、中宗遷播し……賅貢の礼、茲に於いて殆ど絶つ)」とあり、前蜀・杜光庭「天錫観告封章李二真人醮詞」(『全唐文』卷九四三)に「四方之

際、貢、雖来、中土之山川或阻。(四方の賔貢来たると雖も、中土の山川或は阻む)とある。「款」は「款」と同じ、友好、よしみ、誠意のこと。なお、「通款」という言葉もあるが、『晋書』陽裕載記に「願兩追前失、通款如初、使国家有太山之安、蒼生蒙息肩之惠。(願はくは兩は前失を追ひ、通款すること初の如し、国家をして太山の安有らしめ、蒼生をして息肩の惠を蒙らしむ)」とあるように、敵と和を結ぶことを指す。

○言念乃誠

(ここに(渤海王)の誠意を思う。「言念」は心に考え思うこと、心に浮かぶ思い。「言」は助詞。『詩経』秦風・小戎に「言念君子、温其如玉。(言に君子を念ひ、温として其れ玉の如し)」とあり、『周書』李遠伝に「言念貞良、追増傷悼。(言に貞良を念ひ、傷悼を追増す)」とある。「乃誠」は誠意、忠誠。『晋書』元帝紀に「是以陳其乃誠、布之執事。(是を以て其の乃誠を陳べ、之に執事を布く)」とあり、『南齊書』河南伝に「又卿乃誠遠著、保寧遐邇。(又卿の乃誠遙かに著し、遐邇を保寧す)」とある。

○無忘鑿寐

寝ても覚めても忘れることはない、寝ても忘れることはない。「鑿」は「監」に通じ、覚めることを指す。「寐」は寝る意味。『漢語大詞典』には、「監寐」と「鑿寐」は別々に立項されているが、「監寐」『後漢書』桓帝紀に「監寐寤嘆、疾如疾首。(監寐に寤嘆し、疾疾首の如し)」とあり、寝ても覚めても憂い嘆くことをいう。また寝る意味としての用例、『後漢書』

劉陶伝「屏宮傍徨、不能監寐(屏宮傍徨し、監寐することあたはず)」もある。「鑿寐」の項によると、うたた寝、服を脱がずに寝ることを指すという。

『三国志』呉書・陸遜伝に「夙夜戰惧、不遑鑿寐。(夙夜戦惧し、鑿寐するに遑あらず)」とある。また、「無忘鑿寐」について、『梁書』武帝紀中に「興言夕惕、無忘鑿寐。(興きて言に夕惕し、鑿寐に忘ること無し)」、また、時代は下るが、『宋書』本紀・武帝下に「念功簡勞、無忘鑿寐、凡厥誠勤、宜同國慶。(功の簡勞を念ひ、鑿寐に忘ること無し、凡そ厥ち誠勤し、宜しく國慶と同じくすべし)」、『宋書』本紀・後廢帝に「朕以綏眇、夙膺宝歴、永言民政、未接聽覽、眷言乃顧、無忘鑿寐。(朕綏眇を以て、夙に宝歴を膺け、永く民政を言ひ、未だ聽覽を接げず、眷言として乃ち顧みるに、鑿寐に忘ること無し)」などと同様の用例がある。

○前年聘唐使人却廻

前年、唐に派遣した使者たちが帰国する。「前年」については、実際に渡海した最後の遣唐使、円仁などを含め、藤原常嗣を大使とする遣唐使一行が帰国した承和六年(八三九)のことと考えられる。「聘」は、使者などを派遣して他国と友好関係を求めること。『北齊書』陸印伝に「自梁魏通和、歲有交聘。(梁魏の通和より、歳に交聘有り)」とある。ここでは、唐に派遣する遣唐使のことをいう。「使人」は使者のこと、『左伝』襄公二十七年に「趙孟曰、床第之言不踰闕、況在野乎。非使人之所得聞也。(趙孟曰はく、床第の言は闕を踰へず、況んや野に在るをや。使人の聞くを得る

所に非ざるなり」と見える。年報第15号『続日本後紀』承和九年三月辛丑条所載「別状」(吉原浩人氏担当)に「後年朝唐使人、却廻之日(後年朝唐使人、却廻の日)」と相似する例がある。「却廻」、または「却回」は、退き返る、帰る意味。唐・杜甫「喜逢行在所」詩其一(『全唐詩』卷二三五)に「西憶岐陽信、無人遂却廻。西に岐陽の信を憶ひ、人無くして遂に却廻す」とあり、唐・袁郊『甘沢謠』紅線に「今一更首途、三更可以復命、請先定一走馬、兼具寒暄書、其他即俟某却廻也。(今一更首途し、三更以て復命すべし、請ふ先ず一の走馬を定め、兼ねて寒暄の書^{そな}を具はんことを、其他即ち某却廻するを俟つなり)」とある。また、年報第10号『続日本紀』天平宝字三年十月辛亥条所載「渤海国中台省牒」(城崎陽子氏担当)に「辛亥、迎藤原河清使判官内蔵忌寸全成、自渤海却廻、海中遭風、漂着对馬。(辛亥、迎藤原河清使、判官内蔵忌寸全成、自渤海より却り廻るとき、海中にして風に遭ひて、对馬に漂ひ着く)、年報第13号弘仁七年五月二日「嵯峨天皇書」(河野貴美子氏担当)に「去年孝廉等却廻、忽遭惡風、漂蕩還著。(去年孝廉等却り廻りて、忽ち惡風に遭ひ、漂蕩還著す)、年報第15号『続日本後紀』承和九年三月辛丑条所載「渤海王(大彝震)啓」(高松寿夫氏担当)に「文矩等即従界末却廻(文矩等即ち界末より却廻せらるる)、同条所載「別状」(吉原浩人氏担当)に「後年朝唐使人、却廻之日(後年朝唐使人、却廻の日)」と見える。

○詳知苾芻靈仙化去

詳しく靈仙和尚が亡くなることを知った。「苾芻」また「苾芻」は、比丘のこと。本来は西域の草の名であるが、サンスクリット語では、仏の出家の弟子を喩えており、具足戒を受戒したものの通称である。唐・玄奘『大唐西域記』僧訶補羅國に「大者謂苾芻、小者称沙弥。(大者苾芻を謂ひ、小者沙弥を称す)」とあり、唐・白居易「東都十律大德長、聖善寺鉢塔院主、智如和尚茶毗幢記」(『白氏文集』卷十・二九三七)に「前後講毗尼三十会、度苾芻百千人。(前後毗尼を講ずること三十会、苾芻を度すること百千人)」と見える。「靈仙」、平安初期の法相宗の僧。延暦二十三年(八〇四)に空海や最澄等の遣唐使とともに入唐し、『大乘本生心地觀經』の翻訳に關わったが、後に五台山に移り、仏道に精進した。詳細は年報第15号『類聚國史』卷一九四・天長元年五月十五日「淳和天皇書」(塩島翔氏担当)、『続日本後紀』承和九年三月辛丑条所載「別状」(吉原浩人氏担当)などの注釈稿を参照。「化去」、人が亡くなることをいう。『史記』孝武本紀に「居久之、李少君病死。天子以為化去、不死也、而使黃鍾史寬舒受其方。(居ること久之して、李少君病死す。天子以為へらく化去して死せざるなり、而して黃鍾、史寬舒をして其の方を受けしむ)」と見受けられる。また、晋・陶潜「誦山海經」詩之十(『陶淵明集』卷四)に「同物既無慮、化去不復悔。(同物既に慮無し、化去して復た悔いず)」などがある。

○今省別状

今、別状を見るに。「今省」については、『三国志』呉書・孫權伝に「今

省、上事、款誠深至。(今上事を省て、款誠深く至る)の用例がある。「別状」は、年報第15号『続日本後紀』承和九年三月辛丑条所載「別状」(吉原浩人氏担当)のこと。詳細は当該注釈稿を参照。

○事自合符

ことはもとより合致している。「合符」は、ぴったりと一致すること。割り符をあわせる。古代の中国では、竹の木や金石などを「符」とし、その上に文字を刻み、それを半分にして互いに持つ、割符であるが、合わせると証となすことができる。『管子』宙合「時徳之遇、事之会也、若合符然。(時徳の遇、事の会なり、合符の若し)」、漢・劉向『説苑』貴徳に「陛下初即至尊、与天合符。(陛下初めて至尊に即き、天と合符す)」、南朝梁・陸倕「新刻漏銘」序(『文選』卷五六)に「入神之制、与造化合符。成物之能、与坤元等契。(入神の制、造化と合符す。成物の能、坤元と等契す)」、前蜀・杜光庭「天錫観告封章李二真人醮詞」(『全唐文』卷九四三)に「名姓生辰、子孫年数、重重顛述、一一合符。(名姓生辰、子孫年数、重重として顛らかに述べ、一一合符す)」などの用例がある。

○亦悉付遣黄金陥没緑浦

また、靈仙に届ける黄金は緑浦(塗里浦)に落ちて亡失したことを了解した。「付遣」は『漢語大詞典』に立項されていないが、「附遣」があり、届ける、併せて進呈する意味である。三国魏・呉質「答東阿王書」(『文選』卷四二)に「謹附遣白答、不敢繁辞。(謹んで白答を附遣し、敢えて繁辞せず)」

とある。「黄金」は、日本朝廷が渤海使に依頼して再度靈仙に送るもの。「陥没」は、水に沈没する意味であるが、ここでは、黄金が浦に落ちて亡失したことをいう。「緑浦」は、緑色の浜辺、海岸。南朝梁・沈約「釣竿」(『樂府詩集』卷二八)詩に「桂舟既容与、緑浦復回紆。(桂舟既に容与し、緑浦復た回紆す)」と見える。ここの「緑浦」は「塗里浦」のこと、また「都里鎮」というが、現在の中国遼寧省大連市旅順。年報第15号『続日本後紀』承和九年三月辛丑条所載「別状」(吉原浩人氏担当)に、「前年使等、従海却帰、到塗里浦、疾風暴起、皆悉陥没。(前年の使等、海より却帰し、塗里浦に到るに、疾風暴起し、皆悉く陥没すと)」とある。

○雖人逝賚失

人は亡くなり、黄金は亡失した。「人」は前述の靈仙のこと。「賚」は、「賚」と同様で、賜物のこと。『説文解字』に「賚、賜也。(賚、賜なり)」とあり、何かを賜ったときに用いられる文字である。ここで、天皇から賜った黄金のことを指すと考えられる。

○元図不諧

もとの望みはかなわない。「元図」は諸辞書に立項されていないが、黄金を靈仙のもとへ送るといふ元の望みとして理解してよいであろう。「図」を「願ひ、望み、意図」という意味で用いられた用例は、杜甫「過南岳入洞庭湖」詩(『全唐詩』卷三三三)に「帝子留遺恨、曹公屈壯図。(帝子遺恨を留め、曹公壯図を屈す)」と確認できる。「不諧」は、物事がはかばかし

くないこと。『後漢書』宋弘伝に「帝顧謂主曰、事不諧矣。(帝顧みて主に謂ひて曰はく、事諧はずと)」とある。年報11号『日本後紀』延暦十五年十月己未条所載「渤海王(高璘)啓(崔鵬偉氏担当)に「亦或引海不諧、遭罹夷害。(亦た或は海に引むも諧はず、夷害に遭罹す)」に既出。

○而思夫転送之勞

しかしながら、その転送の苦勞を思うに、「転送」は、送つて来た物を、更に他にあてて送ること。『漢書』地理志下に「所至国皆稟食為糒、蛮夷賈船、転送致之。(至る所の国皆稟食糒を為し、蛮夷賈船、転送して之に致す)」とある。

○遙感応接之義

遙かにおもてなしの道義を感じる。「応接」は、相手をすること。もてなすこと。『後漢書』馬援伝に「客卿幼而岐嶷、年六歳、能応接諸公、專对賓客。(客卿幼にして岐嶷し、年六歳、能く諸公に応接し、専ら賓客に対す)」、唐・杜甫「暇日小園散病将種秋菜督勒耕牛兼書触目」詩(『全唐詩』卷二二一)に「老病忌拘束、応接喪精神。(老病にして拘束を忌み、応接するに精神を喪ふ)」とある。「義」は道義、人の行ふべき正しい道。

○悠悠天際

遙かな空の果て。「悠悠」は限りなく、遙かに遠いさま。『詩經』王風・黍離「知我者謂我心憂、不知我者謂我何求。悠悠蒼天、此何人哉。(我を知る者は我心憂ふと謂ひ、我を知らざる者は我何をか求むと謂ふ。悠悠たる蒼天、

此れ何人ぞや)」に対し、毛伝は「悠悠、遠意。」と述べる。『続日本紀』神龜五年正月甲寅条所載「渤海王(武藝)啓(高松寿夫氏担当)に「海漢悠悠(海漢悠悠たる)」とある。「天際」は空のはて。『易經』象伝下・豊に「豊其屋、天際翔也。(其の屋を豊いにす、天際に翔るなり)」とあり、南朝齊・謝朓「之宣城出新林浦向版橋」詩に「天際識歸舟、雲中弁江樹。(天際歸舟を識り、雲中江樹を弁かつ)」と確認できる。また、「悠悠天際」の用例として、唐・陳子昂「征東至洪門答宋十一參軍之問」詩(『全唐詩』卷八三)に「若問遼陽戍、悠悠天際旗。(若し遼陽の戍を問はば、悠悠たる天際の旗)」がある。

○足非可歧

足はつまだてることができないものではない。「歧」は「企」に通じて、つま先で立ち上がる意味。一致する用例はないが、「歧足」という言葉があり、足をつまだててをいう。『詩經』衛風・河広「誰謂宋遠、歧予望之。(誰か謂はん宋は遠しと、歧てば予て望まん)」、予は語助詞。これに対する漢・鄭玄箋に「歧、足則可望見之。(歧足則ち以て之を望見すべし)」とあるため、ここでは、足をつまだてて渤海国を望見することができるという意味になろう。

なお、訳注では、国立公文書館(旧内閣文庫)所蔵慶長写本と尊経閣文庫所蔵模写本『類聚国史』に従って「非可歧予、相見無由(歧予すべきに非ず、相見るに由無く)」と「非」の上の字をナシとし、読点を「予相見無

由」の「予」の次に置いており、「跛予」として理解している。この箇所について、『訳註日本古代の外交文書』の校異は以下の通りである。

・非可跛予、相見無由（国立公文書館（旧内閣文庫）所蔵慶長写本・尊経閣文

庫所蔵模写本『類聚国史』）

・天非可跛予、相見無由（宮内庁書陵部所蔵谷森本・東山御文庫卷子本・東山

御文庫冊子本・宮内庁書陵部所蔵谷森善臣旧蔵版本書

入（谷森善臣蔵本）、宮内庁書陵部所蔵谷森善臣旧蔵

版本書入（三条西公條自筆本）、宮内庁書陵部所蔵谷

森善臣旧蔵版本書入（伴信友手校本所引尾張家古写

本）・新訂増補国史大系本『続日本後紀』原文字）

・足非可跛、予相見無由（新訂増補国史大系本『続日本後紀』が底本の文字を

改めた・新訂増補国史大系本『続日本後紀』頭注所

引寛政七年版本）

また、本稿が底本としている新訂増補国史大系の校異によると、「足、

原作天、今従印本○予、類史作弔、纂詰刪之」とあるが、本稿は、対仗

（対句）、新訂増補国史大系の句読点や次の語釈に述べる理由などにより、

「足非可跛、予相見無由」としたのである。

○予相見無由

私は（渤海王と）会うことができない。「予」は第一人称、ここで、この慰勞詔書を発行した仁明天皇のことを指す。かかる天皇が「予」をもつ

て自称する例はほかにも散見されるが、例えば、『続日本後紀』巻九・承和七年五月辛巳条に「後太上天皇願命皇太子曰。予、素不尚華饜、況擾耗人物乎。（後太上天皇皇太子に願命して曰はく、予素より華饜すら尚ばず、況んや人物を擾耗するをやと）」とあり、同巻十三・承和十年七月庚戌条「帝乃流涕。更召皇太子親王等。令陪殿上。即詔曰。微緒嗣之父。予、豈得踐帝位乎。（帝乃ち流涕し、更に皇太子親王等を召して、殿上に陪はしむ。即ち詔して曰はく、緒嗣の父に微ず、予豈に帝位を踐むのを得んやと）」とも見える。

「相見無由」は、会うことができない。一致する用例は見出せないが、白居易の「宿香山寺酬広陵牛相公見寄」詩（『全唐詩』卷四五六）に「手札八行詩一篇、無由相見、但依然。（手札八行の詩一篇、相見する由無くして但だ依然たり）」がある。また、年報第13号『日本後紀』弘仁六年正月甲午条所載「嵯峨天皇書」（荒川聡美氏担当）に「間以雲海、相見無由、（間つるに雲海を以てし、相ひ見るに由無し）」とも見える。

○怒焉不已耳

悲しん心痛してやまない。「怒」は憂える。「焉」は状態を表す接尾語。

「怒焉」は憂い痛むこと、悲しんで心を痛めること。『詩経』小雅・小弁

「我心憂傷、怒焉如擣。（我が心憂傷し、怒として擣むが如し）」とあり、唐・

陶翰「早過臨淮」詩（『全唐詩』卷一四六）に「川路日浩蕩、怒焉心如擣。

（川路日浩蕩たり、怒として心擣つが如し）」と見える。

○附少国信

ささやかな贈り物をことづける。「国信」は、国と国の中の贈り物。『旧唐書』敬宗紀に「命品官田務豊領国信十二車、賜迴紇可汗及太和公主。(品官田務豊に命じて国信十二車を領せしめ、迴紇可汗及び太和公主に賜ふ)」とある。年報第13号『類聚国史』弘仁十三年正月二十一日「嵯峨天皇璽書」(蔣蓉氏担当)に「附少国信、至宜領受(少なき国信を附し、至らば宜しく領受すべし)」と同様の用例が確認できる。

○色目如別

種類と名目は別紙の通りである。「色目」は種類と名目。唐・元稹「彈奏劍南東川節度使状」(『全唐文』卷六五二)に「本判官及諸州刺史名銜、並所收色目、謹具如後。(本判官及び諸州刺史の名銜、並びに所收の色目、謹んで後の如く具ふ)」とある。年報第12号『日本後紀』延暦十八年四月己丑条所載「桓武天皇璽書」(柳川響氏担当)、年報第13号『日本後紀』弘仁六年正月甲午条所載「嵯峨天皇書」(荒川聡美氏担当)、『類聚国史』弘仁十一年正月二十一日「嵯峨天皇書」(拙稿)に既出、当該注釈稿を参照。ほかに、「色目如前」(『唐会要』卷二五・輟朝、『唐文拾遺』卷五五・闕名)、「色目如省」(『全唐文』卷二二四・周太祖「賜青州勅」)、「色目如後」(『唐文拾遺』卷三六「進綾絹錦綺等状」)なども見える。

○夏景初蒸

夏の日を蒸し始めている。「夏景」は夏の日のこと。唐・元稹「表夏」詩其六(『全唐詩』卷四〇二)に「佳人不在此、恨望階前立。忽厭夏景長、

今春行已及。(佳人此に在らず、恨望にして階の前に立つ。忽ちに夏景の長なるを厭ふ、今春行已に及ぶ)」とある。また、書儀にも、書儀一卷(P.2665)「夏時日(朱明夏景、亦曰節風日使風)(夏時日(朱明夏景、亦た節風日使風と曰ふ))」、朋友書儀に「況夏景新臨、炎風漸扇、眷望之積、風馬思眷不已。(況んや夏景新たに臨み、炎風漸く扇ぐ、眷望の積、風馬思眷すること已まず)」と見える。年報10号『続日本紀』宝龜八年五月癸酉条所載「慰勞詔書」(廖榮發氏担当)に「夏景炎熱、想平安和。(夏景炎熱、想くは平安にして和やかならんことを)」として既出。また、「初蒸」について、漢の『西京雜記』卷四・京師雨雹に「風其噫也、雲其氣也、雷其相擊之声也、電其相擊之炎也。二氣之初蒸也、若有若無、若実若虚、若方若円。(風其の噫なり、雲其の氣なり、雷其の相擊の聲なり、電其の相擊の炎なり。二氣の初蒸なり、有るが若くして無きが若し、実の若くして虚の若し、方の若くして円の若し)」とある。

○比平安好

ちかごろ(渤海王)が平安であるように。外交文書に多用される表現である。白居易「与新羅王金重熙等書」(『白氏長慶集』卷三九)に「今遣金獻章等帰国、並有少信物、具如別録。卿母及妃並副王宰相已下、各有賜物、至宜領之。冬寒、卿比平安好、卿母比得和宜。(今金獻章等を遣はして帰国せしめ、並びに少しき信物有り、具に別録の如し。卿の母及び妃並びに副王宰相已下、各賜物有り、至らば宜しく之を領すべし。冬寒けれど、卿比平安にして好

からんことを、卿の母比和宜を得んことを」などの例がある。年報第13号『類聚国史』弘仁十三年正月二十一日「嵯峨天皇璽書」(蔣蓉氏担当)に「春初尚寒、比平安好。(春初尚ほ寒し、比平安にして好からんことを)」に既出。

○略此還答

おおむねこのように返事する。「還答」は返事、返信のこと。漢・李陵「答蘇武書」(『文選』卷四一)に「昔者不遺、遠辱還答。慰誨勤勤、有踰骨肉。(昔者遺れず、遠く還答を辱くす。慰誨勤勤たり、骨肉に踰ゆる有り)」とある。似たような表現は、年報11号延暦十五年五月十七日「桓武天皇璽書」(塩島翔氏担当)に「略此遣書、一一無委。(略ほ此に書を遣はし、一一に委さすること無し)」、年報13号『日本後紀』弘仁六年正月甲午条所載「嵯峨天皇書」(荒川聡美氏担当)に「略此還報、一一無悉。(略ほ此に還報す、一一悉くすること無し)」、同弘仁七年五月二日「嵯峨天皇書」(河野貴美子氏担当)に「略此呈報、指不二」。(略ほ此に報を呈す、指は一二にあらず)」などがあるが、詳細は当該注釈稿を参照。

○指不多及

気持ちには十分に言い尽くせない。外交文書の結語としてよく使用される表現である。年報第11号『続日本紀』天平宝字三年二月戊戌条所載「淳仁天皇書」(石丸純一氏担当)に「遣書指不多及(書を遣はすに指は多くに及ばず)」に既出、当該注釈稿を参照。ほかの例として、白居易「与金陵立

功将士等勅書」(『白氏長慶集』卷三〇)に「冬寒、卿等各得平安好、遣書指不多及。(冬寒けれど、卿等各平安にして好からんことを得、書を遣はすに指は多くに及ばず)」、同「与驃国王雍菴書」(『白氏長慶集』卷四〇)に「今有少信物、具如別録、想宜知悉也。冬寒、卿比平安、官吏百姓等、並存問之。遣書指不多及。(今少しき信物有り、具に別録の如し、想ふに宜しく知悉すべきなり。冬寒けれど、卿比平安にして、官吏百姓等、並びに之を存問す。書を遣はすに指は多くに及ばず)」とある。また、先の「比平安好」とともに用いられる例は同じく白居易の作に多数見られるが、「与崇文詔」(『白氏長慶集』卷三〇)に「冬寒、卿比平安好、遣書指不多及。(冬寒けれど、卿比平安にして好からんことを、書を遣はすに指は多くに及ばず)」、「与吐蕃宰相鉢闍布勒書」(『白氏長慶集』卷三九)に「兼有少信物賜卿、具如別録、至宜領也。冬寒、卿比平安好、遣書指不多及。(兼ねて少しき信物有りて卿に賜ふ、具に別録の如し、至らば宜しく領すべきなり。冬寒けれど、卿比平安にして好からんことを、書を遣はすに指は多くに及ばず)」などがその例である。ほかに、唐・張九齡の作にも多く見られるが、例えば「勅劍南節度王昱書」(『全唐文』卷二八四)に「冬初薄寒、卿比平安好、遣書指不多及。(冬の初め薄寒なれど、卿比平安にして好からんことを、書を遣はすに指は多くに及ばず)」とある。

【現代語訳】

天皇が謹んで渤海国王に問う。福延たちが来て、(彼らが持ってきた)渤海

国王の啓を得て詳しい内容を了解した。渤海国王は盟約を順守し、古来の規則に沿う。一紀十二年が経ち、星が元の位置に回転したが、朝覲の時期は誤っていない。万里の海は広いけれども、貢物を献上するよしみは依然として通じている。ここに（渤海王）の誠意を思うに、寝ても覚めても忘れることはない。前年、唐に派遣した使者たちが帰国し、靈仙和尚が亡くなることを詳しく了解した。今、別状を見るに、ことはもとより合致している。また、靈仙に届ける黄金は綠浦（塗里浦）に落ちて亡失したことも了解した。人は亡くなり、黄金は亡失し、（黄金を靈仙に送るといふ）もとの望みを叶わなかったが、しかしながら、その転送の苦勞を思うに、遙かにおもてなしの道義を感じる。限りなく空の果て、足はつまだてることのできるものではない（足をつまたてて渤海国を望見することができない）。私は（渤海王と）会うことができず、悲しみで心を痛めてやまない。ささやかな贈り物をことづけて、種類と名目は別紙の通りである。夏の日には蒸し暑さを感じるところとなりつつあるが、ちかごろ（渤海王）がご健勝でいらつしやるように。おおむねこのように返事するが、気持ちには十分に言い尽くせない。